

## 総合評価方式における「新規参入特例」について

最近県工事の受注のない企業にも受注機会を確保するため、予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事のうち、約2割の件数で「技術者の成績」「本店有無」「県産品等の積極利用」を除いた3項目で評価する「新規参入特例」を1年間に限り試行する。

### 1 対象工事

市町村負担金を伴う工事（街路事業、急傾斜事業、農道事業、流域下水道事業など）及び入札参加条件で施工実績等を付する特殊な工事（海上工事やPC橋など）、緊急を要する災害復旧工事等を除く県土整備部発注の工事（以下「候補工事」という。）

2 対象金額 予定価格 3千万円以上5千万円未満

3 対象業種 土木一式工事

4 総合評価方式の型式 特別簡易型  
評価項目（点数）

- ・主任（監理）技術者の保有する資格（1点）
- ・継続教育（CPD）の取り組み状況（1点）
- ・大規模災害時の協定締結（1点）

計3点満点

### 5 入札参加条件

当該年度を含まない過去1カ年度に県発注の土木一式工事に入札参加しているが、受注実績（災害等緊急対応工事除く）がない企業とする。

ただし、当該年度に県発注の土木一式工事を受注した時点で、当該特例に参加できないものとする。

### 6 選定工事の決定方法

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所にあっては、事務所内）で、上記の候補工事の内、約2割を無作為抽出する。

#### ①手順

- ・候補工事を起案（起工伺い）した時点で、各工事に通し番号を付す。
- ・工事が原則5件（または5の倍数件）に達した段階で、建設部内を通し番号、工事名等を掲示の方法により候補工事を公表。
- ・その候補工事のうちから、客観的な数値を用い選定工事を決定。
- ・なお、次頁※印「1か月間で候補工事が5件に達しなかった場合」も同様に、掲示の方法により公表し、5件に達するまで次の選定は行わない。また、選定を行わない候補工事は、公表しない。

（例：通し番号1及び2から選定した場合は、次の3、4、5は通し番号を付すが、公表しない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。）

#### ②客観的な数値

候補工事を掲示した日の翌日以降で最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ選定工事を決定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	0又は5	1又は6	2又は7	3又は8	4又は9
工事に付した通し番号	1 6	2 7	3 ...	4 ...	5 ...

- ※ 1 か月間で候補工事が5件に達しなかった場合の取扱い
- ・ 候補工事が1件の場合は、当該工事を選定するものとする。
  - ・ 候補工事が2～4件の場合も入札書提出日時を使用し、「秒」の末尾の数字に該当する通し番号の工事がない場合は、入札書提出日時の「分」、「時間」、「日」の順に、それぞれ末尾の数字を用いて決定するものとする。
- (なお、これにより決定できない場合は、次に応札が早かった者の入札書提出日時により同様の方法により決定するものとし、決定できるまで順次繰り返すこととする。また、最初に開札した入札案件で決定できない場合は、次に開札した入札で同様の方法により決定するものとする。)

## 7 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所にあつては、事務所内）で、前頁6により決定した工事は、前頁6の手順①によりあらかじめ掲示した通し番号、工事名等（新規参入特例候補工事一覧表）に「新規参入特例」の選定工事に決定したことを示す赤丸印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。

「新規参入特例」候補工事一覧表 平成23年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工事名	工事場所
1	23	〇〇第▲号-2	国道〇〇線 道路改良工事	■町 ★地内
2	..	.....	.....	.....
3	..	・新規参入特例選定工事に決定		.....
4	..	.....	.....	.....
5	..	.....	.....	.....

## 8 選定工事決定にあたっての客観的な数値の公開

平成23年7月1日から運用開始される「公共工事等統合支援システム」において、「入札経過書」の備考欄に入札書提出日時が明示されるが、上記5の②客観的な数値の公開は、それまでの間、以下のとおり運用する。

上記5の②客観的な数値は、公開の求めがあった場合、「候補工事を掲示した日の翌日以降で最初に電子入札により開札し、成立した入札」の落札決定後に、その工事の「入札・見積結果情報」（最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字など選定工事決定の根拠となる客観的な数値がわかるものが記載）の写しにより公開するものとする。写しの交付を求められた場合は、交付することができる。

なお、公開を求める頻度が著しく多く、入札契約業務に支障が生じる場合は、上記7と同様に上記の落札決定後に、「入札・見積結果情報」の掲示をもって公表することができる。

入札・見積結果情報

調達案件番号 130260-421-61-0036  
 案件年度及び案件番号 平成21年度 第 号一  
 調達案件名称 工事  
 工事場所又は業務場所 市 町 地内  
 入札執行回数 1 回  
 見積執行回数 0 回  
 落札予定価格に係る入札書比較価格(税抜き) 157,310,000円  
 落札予定価格(税込み) 165,175,500円  
 調査基準価格に係る入札書比較価格(税抜き) 130,074,063円  
 調査基準価格(税込み) 136,577,766円  
 基準額(税抜き) 130,991,000円  
 基準額(税込み) 137,540,550円  
 ランダム係数 0.993  
 事後額決定時刻 2009年 月 日 10時01分24秒929  
 開札執行日時 2009年 月 日 10時00分33秒122  
 判定結果  
 理由

番号	業者名称	金額	予定価格以下	調査基準価格以上	入札順	くじ値	くじ対象	くじ順	業者状況	入札書提出日時
1	株式会社 組	109,000,000	○	×		39		-	調査対象	2009/10/26 15:58:40
2	組株式会社	110,000,000	○	×		35		-	調査対象	2009/10/26 10:59:05
3	建設株式会社	117,600,000	○	×		27		-	調査対象	2009/10/26 10:24:50
4	株式会社 組	118,000,000	○	×		34		-	調査対象	2009/10/26 15:44:08
5	株式会社 組	119,000,000	○	×		38		-	調査対象	2009/10/23 09:39:23
6	株式会社 組	119,440,000	○	×		30		-	調査対象	2009/10/26 13:24:06
7	株式会社	119,900,000	○	×		30		-	調査対象	2009/10/26 15:04:10

## ○新規参入特例対象工事にかかる入札参加資格要件

新規参入特例対象工事に入札参加いただけるのは、次の要件を満たす方に限られますのでご注意ください。

アからウのすべての要件を満たしている者であること。

ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、和歌山県が発注した土木一式工事（単価契約によるものを除く。以下同じ。）に入札書を提出したことがあること。

イ 平成22年4月1日から入札書を提出した日までの間に、和歌山県が発注した土木一式工事を落札したことがないこと。

ウ 平成22年4月1日から入札書を提出した日までの間に、和歌山県が発注した土木一式工事について随意契約を締結した実績がないこと。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき締結した随意契約は実績に含まないものとする。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき締結した契約とは、災害等により緊急を要し、競争入札に付することができないために行った随意契約をいう。

※単価契約以外の随意契約の実績があり、それが第5号に基づくものか否かが不明な場合は、その随意契約を締結した発注機関にお問い合わせください。

## ○新規参入特例対象工事における発注基準について

新規参入特例による入札は、原則として入札参加可能な者が10者以上あることを条件として実施します。